



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270

(TEL)03-3525-8282

HP:http://task-legal.or.jp



## ★今号のTOPIC★ 会社・法人の種類について

司法書士の主な仕事の1つが「登記」です。登記のカテゴリーの1つとして「商業・法人登記」というものがあります。ここでいう「商業登記」とは、株式会社・合同会社といった「会社の登記」のことをいい、「法人登記」とは、社団法人・財団法人・医療法人・社会福祉法人といった各種法人、組合等の登記をいいます。

今号では、商業・法人登記がされる会社・法人の種類についてご紹介します。



「会社の登記」の対象となる会社とは？現在設立することができる4つの種類の会社についてご紹介します。

### 株式会社～最もメジャーな会社形態～

資金を集め、株式を発行して作る会社形態です。一番の特徴は出資者（株主）と経営者（取締役等の役員）が同一ではないことです。出資はするが会社の経営はその道のプロに任せたいという場合や、将来上場したいという場合に向いている会社形態です。

### 合同会社～2006年の新会社法の施行により登場

出資者自らが経営者となる会社形態です。出資者兼役員のことを「社員」といいます。「社員」はいわゆる会社の従業員ではありませんのでご注意ください！組織の構成や利益の配分方法などを自由に定款で定めることができ、株主総会もないので、スピーディに意思決定をすることが可能です。Apple Japan合同会社、Google合同会社、アマゾンジャパン合同会社など、世界的に有名な企業が日本法人を設立する際に取り入れている会社形態でもあります。

### 合資会社

会社が抱える債務の全額について返済義務を負う「無限責任社員」と、出資額の範囲内でのみ返済義務を負う「有限責任社員」のそれぞれ1名以上、合計2名以上の社員で構成される会社形態です。無限責任社員が会社を運営し、有限責任社員は経営に参加しないのが一般的です。合資会社八丁味噌などの100年以上の歴史のある会社が多くみられます。

### 合名会社

会社が抱える債務の全額について返済義務を負う「無限責任社員」1名以上で構成される会社形態です。社員一人一人の個性を重視した、人と人の結びつきが強い会社です。このため、定款変更や出資持分の譲渡の際には社員全員の同意が必要となります。

会社は、事業の利益が上がったときに株主や社員にその利益を配当することができるのが最大の特徴です。

### 株式会社・合同会社・合資会社・合名会社の違い

	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
法人の構成員の名称	株主	社員	社員	社員
法人の役員の名称	代表取締役 取締役 監査役 等	代表社員 業務執行社員	代表社員 無限責任社員 有限責任社員	代表社員 社員
設立に必要な人数	1名以上 ※取締役会を設置する場合は、 取締役3名以上・監査役1名以上	1名以上 (有限責任社員のみ)	有限責任社員1名以上 無限責任社員1名以上	1名以上 (無限責任社員のみ)
設立時資本金の額	1円以上	1円以上	規定なし	規定なし
設立時登記の登録免許税	15万円から	6万円から	6万円から	6万円から
最高意思決定機関	株主総会	社員の同意	社員の同意	社員の同意
役員の任期	取締役:原則2年(短縮可能) 最長10年 監査役:原則4年(短縮不可) 最長10年	任期はありません	任期はありません	任期はありません
決算公告義務	あり	なし	なし	なし

### 一般社団法人

人の集まりに法人格を持たせた形態で、設立時には2名以上の社員が必要です。法人の目的は「公益」「共益」「私益」のいずれでも構いません。会社と違い、事業の利益が上がった場合でも配当をすることはできません。業界団体・学術研究団体・学校の同窓会等に適しています。

### 一般財団法人

財産に法人格を持たせた形態です。300万円以上の財産を拠出する必要があります。法人の目的は「公益」「共益」「私益」のいずれでも構いません。一般社団法人同様に、利益の配当はできません。

### 公益社団法人・公益財団法人

一般社団法人・一般財団法人のうち公益を目的とする事業を主に行い、国・都道府県の認定を受けた法人形態です。

### その他の法人

NPO法人・社会福祉法人・医療法人・宗教法人・司法書士法人等の士業法人や協同組合等、様々な法人があります！

タスク司法書士法人では会社・法人登記の手続に幅広く対応しております。

ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 株式会社・合同会社について

